



水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る
有識者協議会
検討の進め方

2020年10月14日
株式会社NTTデータ経営研究所

第1回有識者協議会における委員の主な発言 と対応方向

第1回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用】

	第1回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
ルール 策定の 目的・ スコープ	● データの利用目的を踏まえたルール作りが重要。 ● ステークホルダー（データ収集主体である国、データを整理する公的機関、漁業者等）ごとの観点での検討が必要。 ● データ提供のメリット・インセンティブを明示すべき。 ● 共用と個人利用、一次利用と二次利用との切り分けが重要。	➤ ステークホルダーごとの立場から、データの利用目的、利用場面、利用データの内容等について整理し、ルール化してはどうか。 ➤ 上記の整理に合わせて、例えば二次利用の具体例を示すなどして、データ提供のメリット・インセンティブについても言及してはどうか。
一次利用	● 収集するデータの内容及びその粒度・精度、データの取得頻度について整理が必要。 ● 特に漁場データ等、個人情報・ノウハウに繋がる情報の取得に関して、データの公開や取扱いにおける配慮が必要。	➤ ステークホルダーの立場・利用目的等に応じて、収集データの詳細について整理すべきではないか。 ➤ 個人情報・ノウハウに繋がるデータの扱いについて配慮した検討が必要ではないか。
二次利用	● ①公による利活用と、②データの漁業への活用による成長産業化・ビジネスモデル構築の二本柱で考えてはどうか。 ● 海面の環境に関する情報は、漁業と養殖の協調領域として、双方にプラスに働くのではないか。 ● 個人情報や秘匿情報のマスキングに関するスキームがはっきりしていれば、データ提供のハードルはそれほど高くないのでは。	➤ ステークホルダーの立場も踏まえつつ、まずは①公の利活用と、②成長産業化に向けた漁業での利活用について検討してはどうか。 ➤ データ提供のメリット・インセンティブに繋がるような二次利用の具体例を整理してはどうか。 ➤ データの取扱いについて明確化が必要ではないか。
ノウハウの 扱い	● 位置情報や漁場データ、養殖の生け簀・餌に関する情報等、組み合わせにより漁業者個人の暗黙知に繋がる情報については、知的財産に相当するものとしてのルール化が必要。 ● 農業分野でもノウハウの整理などについて議論がなされている。漁業者の保護に関しても、保護すべき点のルーリングを明確にしたい。	➤ 個人のノウハウに繋がるデータは知的財産に相当するものとしてルール化の検討をすべきではないか。 ➤ 農業分野等を先行事例として、漁業者の保護に関するルーリングの明確化を進めてはどうか。

【参考】第1回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ利活用】

第1回有識者協議会では、委員等から、ルール策定の目的やスコープ、一次・二次利用、ノウハウの扱い等についてご意見をいただいた。

ルール策定の目的とスコープに関するご意見

- データの利用目的が資源目的か流通目的かによって変わるのではないか。例えば、資源の場合、価格情報は不要であるが、流通の場合は必要になるし、サイズや規格なども変わる要素がある。そうした点のルール作りが重要視されるべきではないか。
- データの利用目的に加え、漁業者にどう還元するかという論点もある。
- 水産業の特徴として、国がデータを収集していること、資源管理に資するデータについても集めていることが挙げられる。特に評価、管理の観点で、漁業者のデータとして保護すべき点があれば、ガイドラインに記載が必要と考えている。
- 資源評価のためにデータを整理していく義務を持つ公的機関の方々もステークホルダーに相当するため、そうした方々が活用できるようなものである点も必要である。
- データの使途や漁業者のメリットについての整理が必要である。
- 国や県レベルで取ったデータを解析して漁業者にフィードバックし、メリットを感じるのであれば提供へのハードルは高くないと考えられる。
- 漁業者の持つノウハウを他と共有することのメリットが農業よりも少ない印象があり、漁業者にデータ提供や利活用のメリットを示さなければうまくいかないのではないかと思う。
- 次世代の漁業者の育成のためにデータを残す観点も現在の漁業者に意識して取り組んでもらえるような仕組みになると良い。
- 共用と個人利用、一次利用と二次利用とで切り分けてルールを作っていくという観点での整理がまず重要である。

一次利用の問題（データ等の取得・管理における問題）に関するご意見

- 漁場は漁業者の秘密事項に関わるため、データを取るのであれば、データ公開に関するルール作りは必須。
- GPSをつけない漁船があるのは、位置情報が漏れることにナーバスになっているためである。GPSでの追跡には個人を特定する観点が含まれるため、個人情報の取扱いに関する配慮が必要である。
- イベント情報については、どの粒度でデータ化することを想定するのか、時空間的な粒度や精度を整理する必要があると思われる。

【参考】第1回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ利活用】

二次利用の問題（データの提供及びそれを受けた側の利用上の問題）に関するご意見

- 資源管理や海洋環境の把握など**提供するデータがどう自らの生産や漁獲に結びついていくかの観点も必要**である。
- 漁業法改正により漁獲成績報告書の提出が義務化された観点から、**公による利活用**がまず一点ある。その上で、もう一つの柱として、**成長産業化に向け、共用データを現場にフィードバックし、産業全体のパイの拡大に繋がるようなビジネスモデルを構築できると理想**。
- **海面養殖では、海面環境の情報が協調領域に相当**するため、二次利用により養殖とそれ以外の双方にプラスに働く可能性がある。
- データを一般に提供する際に、**個人情報や秘匿してほしい情報のマスキングに関するスキーム**がはっきりしていれば、データ提供のハードルはそれほど高くないのではないか。

ノウハウの扱い（知的財産の観点）に関するご意見

- **位置情報や漁場の情報については**、例えば、水温や潮流の情報と漁場の情報を組み合わせると、漁業者の暗黙知となるため、**知的財産に相当するものとしてのルール化が必要**である。
- 養殖に関しては、海洋環境のデータであれば取っても影響は少ないが、**生け簀の大きさやその材料、網の材料、餌のやり方や配分比率などの情報については、農業同様に漁業者個人の情報が多く含まれている**。どのような情報をどう収集し、どう活用するのか整理していく必要がある。
- **農業分野**でも、地域で農業の方法を守る問題や、新規就農者が入りやすいためのノウハウの整理などについて議論がなされている。漁業者の保護に関しても、保護すべき点のルーリングを明確にし、漁業者の認識との相違がないように目配せしたい。

第1回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ標準化】

	第1回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
標準化の目的	● 漁業種類については漁業権の管理の観点から、漁船漁業においては漁船の情報も統一化が必要。 ● 基盤整備と標準化、翻訳機能の構築が一番の論点。 ● 全て漁協・魚市場の現場で作業をするとなると非常に負担。 ● メリットを感じないこと、負担感への支援の検討も必要。	➤ 標準化の目的（漁業権の管理、呼称の翻訳等）に応じて、統一化すべき事項（魚種、漁業種類、漁船管理等）を整理してはどうか。 ➤ 標準化のためのデータ変換等を行う主体について、現状に留意しつつ検討が必要ではないか。 ➤ 負担感への支援等も視野に入れるべきはないか。
個々のデータ項目	● 漁業種類は、統計上の区分と許可上の区分が違っており、もう少し整理が必要である。 ● 魚種名は地方ごとに呼び方が異なっているため、資源管理の観点から、魚種名・サイズの標準化が必要。 ● 統計段階では「一箱何尾入り」の中身を共通化するロジックが必要。 ● すでにある整理をベースとして、将来的に網羅することを考えて標準化を進められれば、様々な論点に対しても繋げていける。	➤ 漁業種類：統計上の区分と許可上の区分の差異への対応について検討が必要ではないか。 ➤ 魚種名：資源管理の観点から、魚種名とサイズの紐づけによる標準化が必要ではないか。 ➤ 上記に加え、その他に共通化すべき事項はあるか。 ➤ 将来的には網羅を目指しつつ、まずはFRESCO、TAC、魚介類の名称のガイドライン等、既存の整理を活用し検討を進めてはどうか。
データの運用、メンテナンス	● 集まってきたデータが必要な人に必要な形で自動的に変換されるような形が将来的には必要だろう。 ● 漁船登録番号を持っている漁協の販売システムが少ない。 ● 地方魚種名は最初に整理しておかないと後で混乱しかねない。 ● 船の入れ替えと漁業者の名義変更についても整理が必要。 ● データをアップして提供するタイミングについても統一化が必要。資源管理の観点では、水揚げがあった都度、日次業務の終了後にデータをアップするルールでの運用などが必要。 ● 漁業者に関わる部分については標準化が重要である。	➤ 将来的にはニーズに応じてデータが自動的に変換される形を目指しつつ、現行システムの状況を踏まえた対応の具体化が必要ではないか。 ➤ データ更新のタイミング（日次ベース、週単位、月次単位）に関するルール化が必要ではないか。 ➤ 船の入れ替えと漁業者の名義変更の実施主体（管理者である県等か、漁協か）も整理すべきではないか。

【参考】第1回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ標準化】

第1回有識者協議会では、委員等から、標準化の目的や個々のデータ項目、データ運用・メンテナンス等についてご意見をいただいた。

標準化の目的に関するご意見

- 漁業種類については漁業権の管理の観点からもコードの統一が必要である。統一化しないとうまく連携ができない。
- 漁船漁業においては、例えば、宮城県沖に宮崎船籍・鹿児島船籍の漁船が北上し、水揚げを行う状況なども想定されるが、「カツオー一本釣り」として水揚げ量のデータを取るのであれば、漁船の情報も統一化が必要。
- 魚種、漁業種類、漁船管理については統一的な形でないと全国での管理が難しい、とのご指摘についてはその通りと認識。
- 基盤整備と標準化、翻訳機能の構築が一番の論点であると思う。
- 現在は資源管理などを目的として統計を取っており、魚市場や漁協はデータ活用の立場には立っていない。その中で、変換をどこで行うのかの議論をしなければ、全て漁協・魚市場の現場でマスター化の作業をすることとなると非常に負担になる。
- メリットを感じないことや、負担感に対してどう支援していくかの検討が必要である。制度的に支援するのか、積極的に取り組むところに国や自治体が投資をして、結果的に生産性・利益が上がり、流通の安定化も図られる、という流れができる仕組みなどがあれば良い。

標準化の対象となる個々のデータ項目に関するご意見

- 魚種名は、標準和名などもあり整理されてきていると思うが、漁業種類は、統計上の区分と許可上の区分が違っており、もう少し整理が必要である。
- 魚種名は地方ごとに呼び方が異なっているため、サイズの整理がなければ、大きさの違いによらず全て同じ魚種名になってしまう。資源管理の観点から、魚種名・サイズの標準化が必要である。
- 近隣の漁港で箱の規格が違ったり、同じ場所で同じ箱を使っているが、季節によって銘柄が若干違ったり、サイズが変わっても呼び名が変わらなかったりもする。こうした相対的な変動についても、標準化によりタグ付けできるような仕組みが重要である。
- 漁協と近隣の魚市場とで、同じ規格のようでも中身のサイズが異なっていることがある。各々の特性があり、買いやすくするための文化の結果と言える。流通段階は現状のままとしても、統計段階では「一箱何尾入り」の中身を共通化するロジックが必要である。
- 標準化のベースとして、すでにある整理をベースとして、将来的に網羅することを考えて標準化を進められれば、様々な論点に対しても繋げていける。

【参考】第1回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ標準化】

データの運用、メンテナンスに関するご意見

- 集まってきたデータが必要な人に必要な形で自動的に変換されるような形が将来的には必要だろう。例えば、地域名で呼ばれた魚種が標準化され、消費者には方言名で戻ってくるような変換ができると良い。
- 漁船の特定と標準魚種名・地方魚種名の変換については、そもそも漁協の販売システムで漁船登録番号を持っているシステムが少ない。
- 地方魚種名は何万種類もあるため、最初に整理しておかないと後で混乱しかねない。「まあじ」「まめあじ」などと呼ばれているものを最終的に標準和名である「まあじ」に変換されるようなメンテナンスが必要である。
- 船の入れ替えと漁業者の名義変更について、漁協がやるのか管理者である県等が行うのかを整理し、実施機能を付加しなければならない。
- データをアップして提供するタイミングとして、日次ベースなのか、週単位なのか、月次単位かについても統一化が必要である。資源管理における水揚げ量の把握の観点では、水揚げがあった都度、日次業務の終了後にデータをアップするルールでの運用などが必要である。
- 漁業者に関わる部分については標準化した上での運用が重要である。即時性のある環境情報は時系列が重要であることなども含め、それらを整理して提供できるようなデータポリシーを策定したい。

水産業におけるガイドライン（骨子案）の
策定に向けた整理
（データ利活用のためのルールの検討）

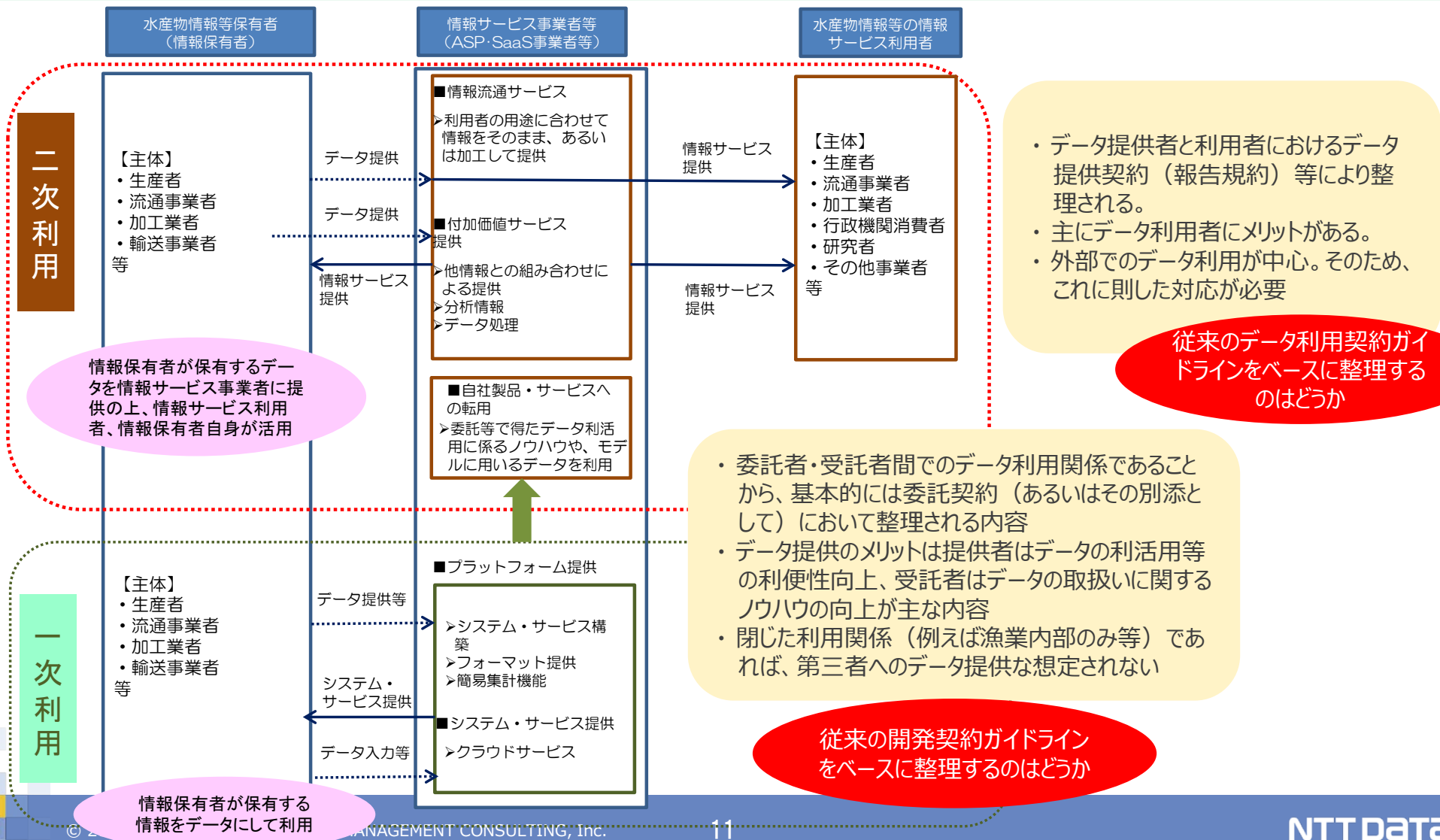
データ利活用のためのルールの検討

データの利活用のためのルールの検討にあたって、以下の2点のアプローチから行う

- ① 水産分野の利用場面に則して、すでにあるガイドラインの適用を踏まえて検討するため、場面に応じた既存ガイドラインの適用関係を整理
- ② 個々の水産分野データに関して、項目により取り扱い上の留意が必要がものが想定されるため、その整理とルール決定の基本方針の検討

水産物情報等の一次利用と二次利用に関するデータの利用関係とルール

データの本来の目的である一次利用関係と、本来の目的以外での活用を行う二次利用においては、利害関係が大きく異なる。それらに応じた利用に係るルール整備が重要となる。



水産物情報等の一次利用と二次利用に関するデータ

【一次利用の場面と概要】

場面	概要
情報システム・サービスの構築	- データを保有する利用者が、自身の業務利用のためにそのデータの利活用を行うためのシステム・サービスの構築を委託するなどのケース。 - データ保有者とシステム・サービスベンダーとの関係は、一般的には委託契約関係。共同開発（研究）関係や、開発支援関係などによる場合もある。 - データの利用関係は、システムサービスの構築に係る契約形態との関係で直ちに決まるわけではない（委託関係においても、ベンダーにおける利用権限は、委託契約全体（開発費用、ノウハウ貢献の差異）で、その範囲が決定される）。 - 一般的には当事者間でデータの利用に関して、守秘義務が設定される（守秘義務が設定されている場合には、後述の二次利用において、複数の顧客のデータを一元的に分析することが難しい場合が生じる）
情報システム・サービスの利用	- 構築されたシステム・サービスに対して、データを投入し、当初の業務目的でのデータ活用サービスを利用する。 - 投入されたデータの利用関係については、理論上は、システム構築における利用関係とは、別の取決めが可能。特にパブリック・クラウドサービスにおいては、ベンダにおける広い利用権限を認める場合がある。 - この場合も当事者間で、データの利用に関して守秘義務が設定されることが多い。

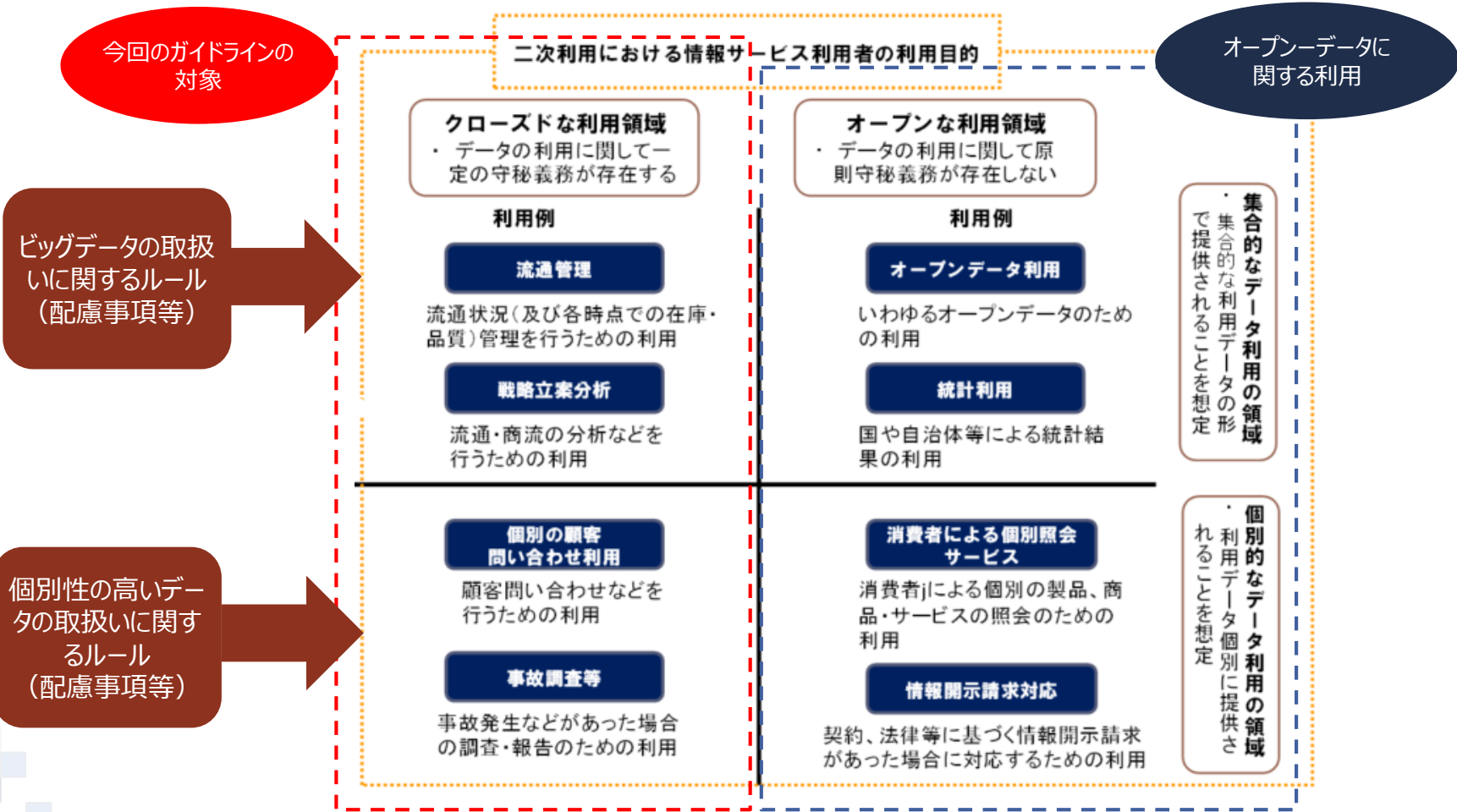
水産物情報等の一次利用と二次利用に関するデータ

【二次利用の場面と概要】

場面	概要
データ利用者に対するデータ提供	- データ保有者から、データ利用者に対するデータ提供。データ保有者が第一次的な目的で収集したデータを、多目的で利用するために提供するケース - データ保有者からのデータ提供は、データ保有者自身の目的（例：行政報告）の場合や、利用者側の利用目的（例 流通状況の把握等）、保有者と利用者の共同目的による場合などがある。 - データの利用関係は、一般的には提供時に決定しない場合には、制限が設けられない。データの利用権限は、提供方法等で一意に決まるわけではない。また提供されたデータに対して加工等が行われた派生データについても同様。 守秘義務に関しては、データの提供内容（個別情報、匿名加工情報、統計情報）や利用者関係（例 データ提供者間限定、生産市場に参加した者限定等）により、その内容が定められることが多い。データの管理体制についても同様
情報システム・サービスの付加価値サービス	- 一次利用目的で収集されたデータに対して、ベンダーにより付加価値が付与されて、提供されるケース - 付加価値の提供形態として、他のデータとのマッシュアップ等により、利用しやすくなる場合（例 地図情報や店舗情報と複合化する等）や、統計分析等により独自の解析を行うことで、本来の目的とは異なる利用に供する形で提供される（例 経営支援情報）などが想定される。 - 提供されるサービス等は、派生データとされることが多い。この場合の元々の提供データや派生データの利用関係については、個々に決められる。
ベンダーにおける製品・サービス利用	委託業務等を通じて得たデータに基づくノウハウ、あるいは派生データを利用して、委託業務以外の顧客への提供目的でシステム・サービスの開発・提供を行うケース - 基本的には、当初の委託契約における派生データや知的財産の取扱いを踏まえて、利用関係が決定される。 - 元の委託契約において、守秘義務が設定されている場合には、利用の範囲等の調整が求められる。

ガイドラインが対象とする水産物データ

今回のガイドラインでは主にオープンデータ以外のデータ等に関する取扱いルール等を定めることを想定する



出所: 「水産物情報等の提供・二次利用ガイド」(特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム、平成25 年6月)

水産分野の個々のデータの取り扱い上の問題所在

漁業に関する情報においては、現場で保護されるべきとされる「利益」と「権利」とされる要件・内容に乖離がある
→データ自体の保護の問題だけではなくデータ化されることで、法律上の保護が難しい経済的利益が流出される可能性がある

	権利	事実上の利益	
対象例	・優良漁場に関する環境情報を用いた推論ロジック ・漁場までの最適経路を算出するプログラム ・給餌方法に関する管理されたノウハウ	・優良漁場に関する位置情報 ・外形的に観察しやすい生け簀の組み立て方	形式知にすると権利として権利として保護しやすくなる
「保護」される根拠	・知的財産法、不正競争防止法等	・不法行為などに該当すれば損害賠償	漁業情報に係る事実上の利益は一旦流出すると保護されにくい
問題点	漁業において保護すべき情報の態様と現状の知的財産における成立要件がマッチしていない	漁業に関する経済的利益の多くは、法的保護の対象となっていない	
データ化された場合の法律上の根拠	・ 知的財産権として成立している、あるいは保護すべき知的財産としての法律上の要件を満たしている場合には、それぞれの法律により保護 ・ そのほか事実上の利益における内容と同じ。	・ 侵害者が違法な方法等でデータの取得を行うような場合には不法行為による損害賠償 ・ 委託契約などで取決め内容に反して、当事者がデータを利用した場合には契約違反による損害賠償	

- ◆ 漁業に係る情報で権利対象となっているものは少ない
- ◆ 秘密管理の要件から見て、営業秘密での保護が行いにくい（限定提供データの場合には保護が弱い）

- ◆ 事実上の利益に該当する情報については、法的な保護を受けるための要件を備えていないことがある
- ◆ データ化により流出のリスクなどがあることから、情報利用者はデータ化しない傾向にある

ガイドラインにおいて盛り込むべき内容の方向性等

権利の対象となりうる漁業情報に対する方向性

対応方針	例
権利の対象となりうる場面（どのような形であれば、権利対象となるのか）を整理し、そのために必要な対応について示す	・例えば、どのように管理すれば、法的な保護の対象となりうるのか等を示す。
・当事者間での契約により取決めるべき内容について、漁業の場合に特に課題となる場面・事項を整理する	・漁業の場合には、「地域性」が重要となるので、利用の範囲・第三者の範囲を通常より明確にする。
・漁業権の対象となる漁業に関する第三者によるデータ取得からの保護の在り方の検討	・養殖などにおいて、第三者によるデータ取得がなされた場合の請求のための要件の整理

事実上の利益となる漁業情報に対する方向性

対応方針	例
事実上の利益に関連するデータについて、利用メリットなどを示す。	・海況情報などについては、広域化を図ることにより、自身が行う漁業においてもメリットが生じる等
・事実上の利益となるデータ化により、当事者の利益を保護するための方策の検討	・漁場に関する利益を損なわない程度のデータの粒度等の在り方の検討
・事実上の利益を保護するのに必要な措置の整理	・当事者間であれば契約等内容の整理

その他漁業情報一般に対する方向性

対応方針	例
漁業者自身が個人事業主であることに着目した対応 (個人情報として取扱う場合の整理)	・例えば、個々のデータにおけるデータ主体に着目しない利用においては、匿名加工等を行う。
・地域における情報という観点からの特殊性への対応	・地域に根差した漁法等に関する情報の利用範囲についての管理
・政策的な観点からの配慮への対応	・データの国外流出のリスクや、都道府県外の操業者に対するデータ管理等

標準化（案）作成に向けた検討 （データ標準化の検討）

標準化（案）作成に向けた検討

データの利活用のためのルールの検討にあたって、以下のアプローチから行う

- ① 今回作成する「標準化」の意義についての再確認
- ② 水産業が持続的な成長を遂げるための資源管理において必要な標準化を策定するための進め方
- ③ TAC制度において用いられるコード体系等を参考にした標準化の検討

本有識者協議会での議論における標準化等の定義について

本協議会でのデータの標準化を検討するに際し、「標準化」及びこれに類する用語（「規格」、「基準」）の各用語の定義を整理する。

標準化

実在の問題又は起こる可能性がある問題に関して、与えられた状況において**最適な秩序を得ることを目的として、共通に、かつ、繰り返して使用するための記述事項**を確立する活動。

規格

与えられた状況において**最適な秩序を達成することを目的に**、共通的に繰り返して使用するために、**活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を規定する文書**であって、合意によって確立し、一般に認められている団体（※1）によって承認されているもの。

（※1）「団体」：特定の事業及び構成をもつ法律上の又は行政上の実体であって、規格及び法規に責任をもつもの。

基準

遵守しなければならない基本的な事項。

（例）土地改良事業計画設計**基準**及び運用・解説設計：国営土地改良事業の実施に当たり、施設の設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等（例えば、ポンプ場の定義、基本設計・細部設計等の諸要件、関係法令の遵守等）を定めたもの。

【出典】

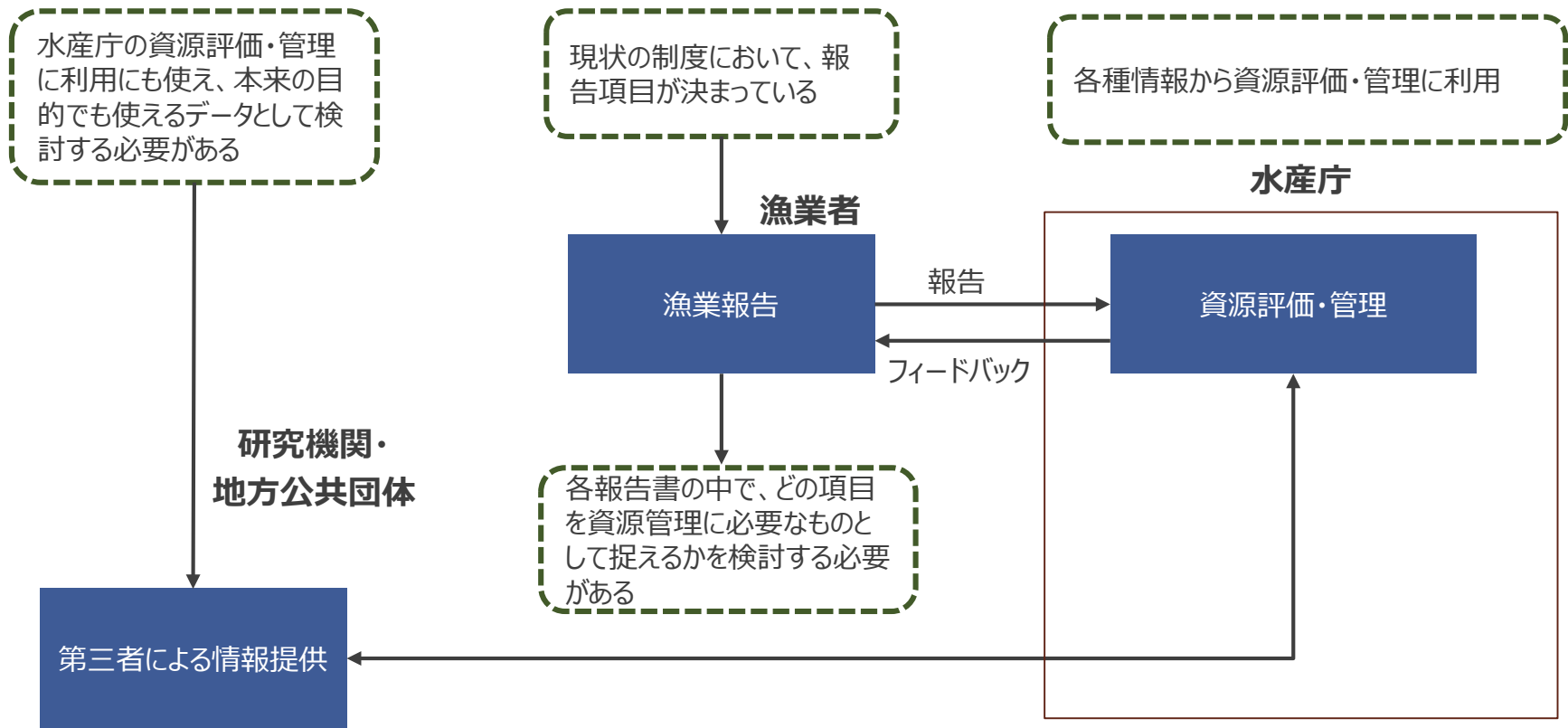
- ・「標準化」「規格」：「JIS Z 8002：2006（標準化及び関連活動－一般的な用語）」（※2）より抜粋

（※2）2004年発行のISO/IEC Guide 2, Standardization and related activities - General vocabularyをもとに策定した日本産業規格。

- ・「基準」：土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」より抜粋（農水省HP <https://www.maff.go.jp/j/nousin/pompjyo/ponnpu.html> 2020年10月6日確認）

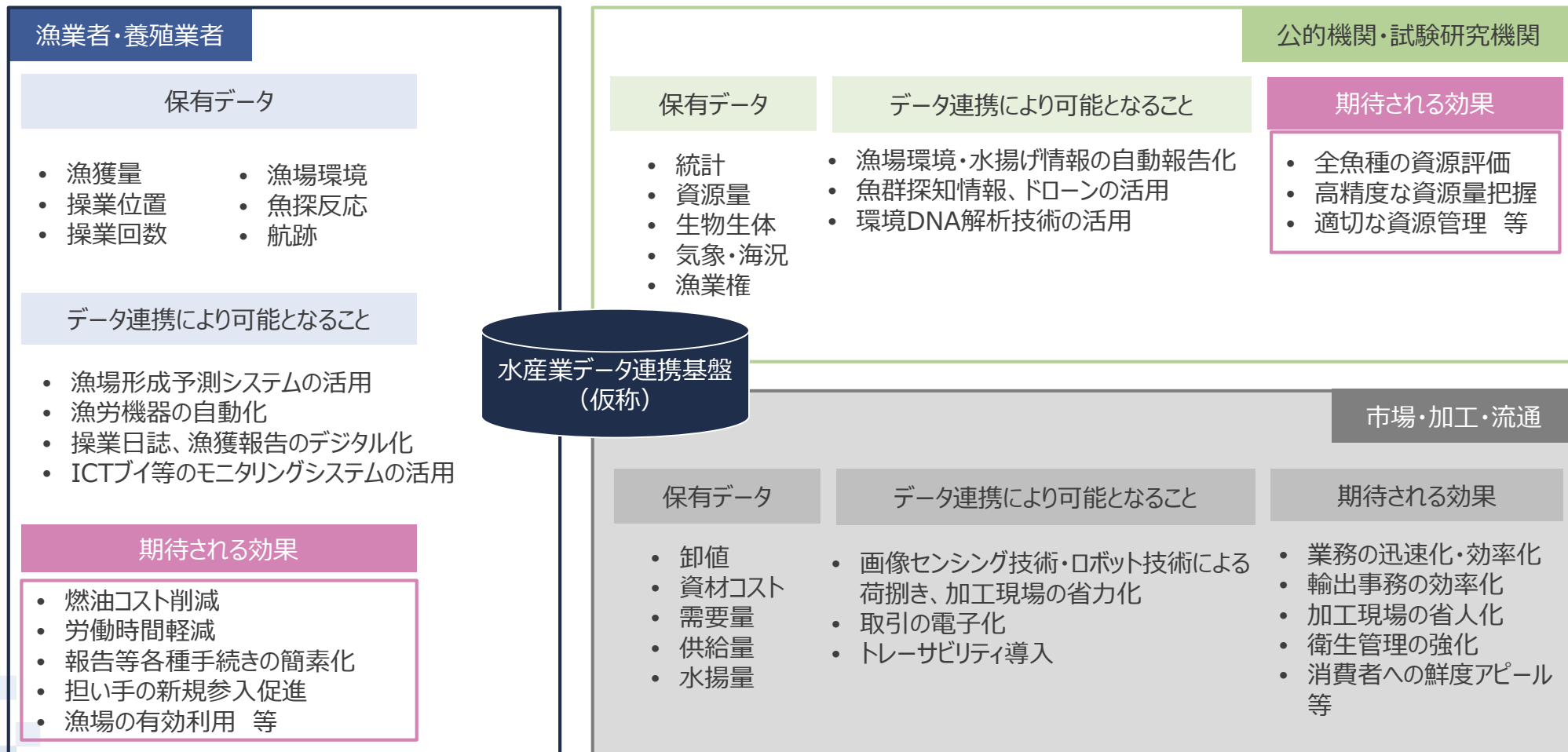
水産業が持続的な成長を遂げるための資源管理において必要とされる情報の整理

水産業が持続的な成長を遂げるためにもとめられる資源管理を行うに際し、その目的を達成するために必要なデータ項目というについて、現状の制度で利用されているコード体系等から標準化対象となるデータの候補について整理するのはどうか。



水産業が持続的な成長を遂げるための行政分野以外の利用者と目的

- ◆ 水産業が持続的な成長を遂げるための行政分野以外での利用目的を検討するに際して、公的機関・試験研究機関及び漁業者・養殖業者（市場への出荷を含む）における利用目的、データ連携項目等について検討を行うのはどうか。



水産庁資料を加工 : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/nourin/dai13/siryoushu5.pdf>

データ標準化・検討の流れ

本年度の協議会で検討する標準化の作業方針として、まずはコード体系の検討を行い、そのうえで具体的な内容の検討を進めるのはどうか。

本協議会で作成するもの（イメージ）

やり取りする
データ項目を
決定

魚種	
魚種コード	魚種名
001	あじ
002	いわな
003	うなぎ

用語の統一

漁船・種類	
漁船コード	漁船名
001	XX丸
002	〇〇丸
003	△△丸

データコードの付与

漁業種別	
漁業種別コード	漁業種別
001	底引き
002	船びき
003	巻き網

第2・3回の検討範囲

第3・4回の検討範囲

魚種		漁船・種類		漁業種別	
魚種コード	魚種名	漁船コード	漁船名	漁業種別コード	漁業種別
001	あじ	001	XX丸	001	底引き
002	いわな	002	〇〇丸	002	船びき
003	うなぎ	003	△△丸	003	巻き網

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC制度）におけるコード体系等を参考にした標準化の検討

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC制度）におけるコード体系等を参考にして、標準化を行ってはどうか。

標準化		TAC制度
- 水産業の持続的な成長のために、データの利活用が促進されることを意図して標準化を行う。 - 具体的には、データの相互連携が可能となることで、漁業者の業務の効率化や、資源の適正な利用などの、将来的な水産業の発展のための施策へつなげる。	意義	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。
漁業者を中心に、多様な利用者を想定する。 - 漁業者と国、漁業者と都道府県、都道府県と研究機関など、対外的にデータをやり取りする際に、両者が同じ規格を利用することを想定する。 - TACのコード体系等を参考とすることで、TACの報告者が同一コード体系でデータを管理できる。	対象範囲	漁業者及び国が想定される。 - 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律により、第一種特定海洋生物資源を採捕した漁業者等には採捕の数量等の報告が義務付けられる。
- 漁業者の業務の効率化や、資源の適正な利用などの、将来的な水産業の発展のための施策につながるもの。 - TACのコード体系等を電磁的に報告することで、漁業者の作業を効率化できると考えられる。	対象となるデータ	- 採捕の数量、船舶許可番号、海域など。 - 資源管理に利用することを想定して、施行規則で報告を求められる項目が定められている。



- TACのコード体系等をベースとすることにより、漁業者の作業効率の向上を行えるのではないか。
- TACのコード体系等をベースとすることにより、スムーズな資源管理が行えるのではないか。
- TACにコード体系等に足りないもの、そぐわないものについては加除・改定するのはどうか。

【参考】水産業が持続的な成長を遂げるための資源管理という観点から見た標準化項目の候補

◆ 水産業が持続的な成長を遂げるための資源管理という観点から、各制度において求められる報告等の項目を一覧化した

	指定漁業	大臣許可 漁業	知事許可 漁業	TAC	EEZ	養殖
申請・届出者・報告日	○	○		○		
申請者・届出者・報告者氏名	○	○	○	○	○	○
申請者・届出者・報告者住所	○	○	○	○	○	○
申請者所属国					○	
採捕従事者の氏名			○			
採捕従事者の住所			○			
船舶許可番号（漁船登録番号）	○	○	○	○		
船体に標示されている番号					○	
船名	○	○	○	○	○	
船体種類					○	
船舶総トン数	○	○	○			
船体規模					○	
推進機関の種類・馬力	○	○	○			
最大速力					○	
冷凍設備の有無・その能力	○	○				
電波機器の有無・その種類	○	○				
廃網等処理施設の有無		○				
漁具の長さ・網目の大きさ		○				
集魚灯の種類・消費電力の総和	○					
もりづつの口径	○					
漁具の種類	○		○			
漁具の数量	○		○			
漁具の規模			○			
探査に使用する機器類					○	

申請等に係る基本情報

漁船について、求められる情報

【参考】水産業が持続的な成長を遂げるための資源管理という観点から見た標準化項目の候補

	指定 漁業	大臣許可 漁業	知事許可 漁業	TAC	EEZ	養殖
同一の船団に属する母船または独航船の船名及び総トン数	○					
漁場根拠地	○	○	○		○	
船長氏名					○	
乗組員数					○	
指定漁業等の種類・名称	○			○		
漁業等付随行為の目的及び種類					○	
漁業の方法	○	○			○	
採捕の種類			○			
採捕の方法					○	
探査の目的・方法					○	
海域				○		
操業・採捕する区域	○	○	○		○	
魚種		○				
漁獲物の種類			○			
水産動植物の種類			○		○	
第一種特定海洋生物資源				○		
第二種特定海洋生物資源				○		
漁獲努力量				○		
漁獲・採捕予定量					○	
採捕の数量				○		
採捕の数量（操業区域ごと）				○		
陸揚げ港	○	○				
使用する鯨体処理場の所在地・名称	○					

漁場根拠地は多くの申請で要求される

漁業の種類・方法が
多くの申請で要求されている

海域が多くの申請で要求されている

漁獲物が多くの申請で要求されている

【参考】水産業が持続的な成長を遂げるための資源管理という観点から見た標準化項目の候補

	指定 漁業	大臣許可 漁業	知事許可 漁業	TAC	EEZ	養殖
操業・採捕する期間	○	○	○		○	
漁ろうを行った日				○		
陸揚げ日				○		
養殖場の所在地						○
養殖場の名称						○
養殖池の数・総面積						○
養殖所所有者住所						○
養殖所所有者氏名						○
養殖場使用権の種類						○
養殖場使用期間						○

【参考】資源評価・管理において必要とされる情報の整理

資源管理は大きく、インプットコントロール、テクニカルコントロール、アウトプットコントロールの三種類から成り立つ。これを踏まえ、許可のための申請や、生産量の報告等に利用される情報を整理した。

インプットコントロール（投入量規制）	テクニカルコントロール（技術的規制）	アウトプットコントロール（産出量規制）
漁業許可制による規制 ● 操業隻数の制限 ● 漁船のトン数の制限 ● 操業期間の制限 ● 漁船の馬力制限 漁獲圧力（資源に対する漁獲の圧力）を 入口で制限。	操業規制による規制 ● 漁具の制限 ● 漁獲物の制限 ● 操業の制限 ● 漁期の制限 漁獲の効率性を制限し、産卵親魚や小 型魚を保護。	漁獲可能量等による規制 ● TAC制度による制限 ● IQ管理 ● 自主的取り組み 漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で規制。
漁業管理、水産資源の保存、管理に関する法律（末尾の数値は右 記の規則等と対応する） ・ 漁業法① ・ 水産資源保護法② ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律③ ・ 外国人漁業の規制に関する法律④ ・ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律⑤ ・ 内水面漁業の振興に関する法律⑥		
申請について定めた規則等（末尾の数値は左記の法と対応する） ・ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（①②） ・ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく様式（①②） ・ 都道府県漁業調整規則例（①②） ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（③） ・ 外国人漁業の規制に関する法律施行規則（④） ・ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（⑤） ・ 指定養殖業の許可に関する取扱要領（⑥） 水産庁webサイト：https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/ 竹内俊郎 他編「水産海洋ハンドブック」		

【参考】資源評価および資源管理で使われているコードについて（例：魚種コード）

現在用いられている各種コード体系の概要を整理した

	FRESCO（Fish Resource Conservation 資源評価情報システム）	漁獲可能量精度（TAC）	魚介類の名称のガイドライン
経緯	1970年代の200海里事業から続くコード体系	FRESCOコードを使用（当初）	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項の規定により、生鮮食品には「名称」の表示が義務付けられており、「その内容を表す一般的な名称」を表示するためのもの
特徴	試験研究用に設計されているので汎用性はやや低い	TACでの活用のためコード追加を行っており、現在はTAC独自コードとなっている	標準和名を基本とする
コードに含まれる魚種数	およそ200個程度	およそ200個程度	220程度
コード形式	3桁のINT	3桁のINT	—
拡張可能性	必要に応じて追加	必要に応じて追加	新規の和名付与の手順を設ける予定
その他	銘柄コードは別	銘柄コードは別	—

【参考】TACコードについて（例：魚種コード）

TACコードのコード体系の概要を整理した

魚そのものに関するもの

魚の状態	いきめ
	くろかび（BMS）
	ズワイガニ雌の漁期時の状態
	胃内容物
	外仔卵
	肝臓の色
	奇形タグ
	魚類成熟度 2
	胸鰭
	甲羅の硬さ
	色素異常部位
	色素異常有無
	性別
	成熟度
	体色異常
	脱皮
	内仔卵
	年齢形質
	鼻腔
	腹鰭
	無眼側体色
	卵稚仔区分
	鰓の色調
魚の呼称	魚種
	資源評価単位
	銘柄
	区分
魚に関するものではあるが、 分類が難しかったもの	交接
	天然放流

魚以外に関するもの

漁場の状態に関するもの	プランクトン種類
	餌付状況
	魚群性状
	魚群大小
	魚群濃淡
漁業のツールに関するもの	灯付状況
	エンジン種類
	エンジン種類1
	ネット種類
	ネット目合い
	測器
	馬力単位
漁獲量の測定に関するもの	馬力別階層
	トン数別階層
	漁獲量単位
	測定単位
	測定部位
	単位
	箱規格
	投棄魚
漁の結果に関するもの	許可種類
漁業許可に関するもの	漁業種類
漁の方法に関するもの	漁法
	網漁具曳網方法
機関	機関
	水産研究所
	組合
	都道府県支庁
	八戸組合

港	根拠地
	陸揚港
位置情報	漁獲位置情報
	瀬戸内海区漁区
	日向灘海区漁区
	日本海べにずわいがに漁場
	農林漁区
試験・標本に関するもの	北海道沖底漁区
	識別
	調査船
	入手方法
	標識
一見する限り使途不明なもの	標本区分
	標本状態
	標本抽出法
	放流群
	データ提供の可否
	接続確認
	年齢プラスグループ

